

令和4年8月23日
健康福祉常任委員会資料

高齢者の安心確保と 子ども・子育て支援の充実

○高齢者の地域生活を支える施策等の推進について

福祉部高齢政策課

目 次

I 介護保険制度の円滑な運営	3
II 介護保険サービス等の拡充	5
III 高齢者の地域生活を支える施策の推進	8
IV 介護人材確保対策の推進	10
V 高齢者の生きがいづくりと社会参加等の支援	14
VI 但馬長寿の郷の運営	16
VII 新型コロナウイルス感染症対策	17
《資料編》	19
《用語解説》	36

(注) 資料中で注釈番号を付している用語 [例：○○(※1)] について解説を記載している。

【高齢者の地域生活を支える施策等の推進について】

I 介護保険制度の円滑な運営

「介護の社会化」を目指して平成12年4月から始まった介護保険制度は、介護サービス基盤の整備が推進され、サービスの利用者も増加するなど、県民の高齢期を支える仕組みとして実施されてきている。

県は、その運営主体である市町（保険者）等に対し、制度運営が円滑に行われるよう支援する。

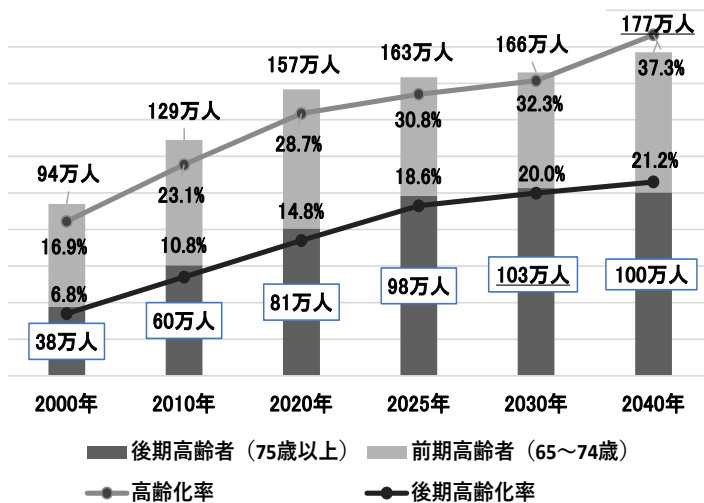
1 介護保険事業支援計画（第8期）の推進

（1）計画の概況

推計によると、後期高齢者人口は2025年に向けて大幅増加し、65歳以上人口は2040年頃にピークを迎える。2030年以降の圏域ごとの後期高齢者の推移をみると増加から減少まで状況は多様化する。また、支え手となる生産年齢人口の減少が見込まれる。これらの状況を踏まえ、2025・2040年を見据えた在宅と施設のバランスの取れた介護サービス基盤の整備を推進する。

■高齢者人口の将来推計

■兵庫県の生産年齢人口



	2020年	2040年
生産年齢人口 (15-64歳)	317.4万人	247.2万人
拡大生産年齢人口 (15-74歳)	358.4万人	287.7万人

※出典：国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口』

（2）要支援・要介護認定者数及びサービス利用者数

要介護状態になるリスクが高い後期高齢者の増加に伴い、令和3年度末の要支援・要介護認定者数(約33万人)は、制度施行時(平成12年/約9万人)の約3.6倍となっている。

またサービス全体の利用者数は、制度施行時と比べて約4.0倍となり、うち居宅サービスの利用者数は約4.4倍となっている。

2 介護保険財政

（1）介護給付費県費負担金等の支出

介護給付費等の一定割合を県が負担している。

ア 介護給付費県費負担金 (68,225,949千円)

区 分	国	県	市町	第1号 保険料	第2号 保険料
居宅給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
施設等給付費	20%	17.5%			

イ 介護保険第1号被保険者の保険料軽減負担金 (1,930,245千円)

介護給付費の公費5割とは別枠で、低所得者の保険料を軽減している。

第1段階の保険料基準額に対する割合 0.3

第2段階の保険料基準額に対する割合 0.5

第3段階の保険料基準額に対する割合 0.7

・負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

ウ 地域支援事業県交付金 (4,735,854千円)

地域支援事業を実施するために必要な費用を交付している。

区 分	国	県	市町	第1号 保険料	第2号 保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%		—

(2) 保険料 (第1号被保険者の保険料基準額<月額>)

第8期 (令和3年～5年度) の県平均 (加重平均) 保険料は6,001円となっており、第7期に比べて106円、1.80%の伸びとなっている。

■保険料の推移 (県、全国平均)

区 分	第4期 H21～H23	第5期 H24～H26	第6期 H27～H29	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5	第7期と 第8期の差 (増加率)
兵庫県平均	4,312円	4,982円	5,440円	5,895円	6,001円	106円 (1.80%)
全国平均	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	145円 (2.47%)

(3) 低所得者に対する利用者負担額の軽減 (13,777千円)

社会福祉法人等が、低所得者の利用者負担額を軽減した場合、その額の一部を国や市町とともに補助している。

3 介護給付適正化に関する県の支援

市町の要介護認定事務等介護給付適正化への取組が適正に行われるよう支援している。

(1) 要介護認定に係る研修の実施 (1,058千円)

認定調査員研修、介護認定審査会委員研修、主治医研修、介護認定審査会運営適正化研修を実施している。

■要介護認定に関する研修の実施状況 (単位：人)

区 分	認定調査員	介護認定 審査会委員	主 治 医
累計受講者数 (H11.4～R4.3)	27,691	9,165	4,357

(2) ケアプランの点検に係る研修の実施 (1,237千円)

介護給付適正化への取組が低調な市町への訪問指導等を実施するほか、ケアプランが利用者の自立支援に資するもので、サービスが過不足なく提供されているかについて、市町職員等の知識の向上を目的とする研修会を実施している。

4 相談・苦情への対応等

(1) 相談体制 (5,178千円)

介護保険制度の内容や要介護認定、保険料率等に関する県民からの相談等に対して十分な説明を行うとともに、市町、兵庫県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口と連携し、迅速な相談対応を行っている。

(2) 県介護保険審査会の運営 (904千円)

市町が行った要介護認定等に関する処分や保険料の賦課徴収に関する処分等に対する審査請求事件の審査を取り扱う県介護保険審査会を運営している。

(3) 介護サービス情報の公表の実施 (4,196千円)

利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、事業者のサービス内容や運営状況等の情報を公表している。

II 介護保険サービス等の拡充

1 居宅系サービスの基盤整備

(1) 在宅介護緊急対策の推進 (159,169千円)

中重度の要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、24時間、定期の巡回と利用者の求めによる随時の訪問サービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及促進を図っている。

ア 介護支援専門員（ケアマネジャー）への普及・資質向上

ケアマネジャーを対象に、サービスが適している利用者像等について定期巡回に特化した研修を実施している。

イ 利用者への普及・利用促進

リーフレットの作成・配布等により、利用者への周知を図っている。また、地域の医療機関等に対する出前講座、医療ソーシャルワーカー（※1）、介護老人保健施設向けの研修の実施等、サービスの理解促進を図っている。

ウ 事業者の参入促進

・定期巡回事業参入促進補助

定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する全ての事業主体を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、参入障壁となっている人件費や事業所賃料の一部助成を行い、多様な事業者の参入促進を図っている。

・経営トップ層への参入促進等の実施

特養・老健・小多機等を運営する法人代表・施設長等を個別訪問することにより、事業参入等の方針を決定する立場のトップ層への働きかけを図っている。

- ・（再掲）在宅事業所業務効率化補助（参照P. 13 ICT機器等の導入）
在宅事業所において、業務の効率化やリアルタイムでの情報入力可能なICT機器の導入を支援している。
- ・訪問看護事業所の定期巡回サービス参入促進支援事業
参入に不安がある訪問看護事業所等に対してアドバイザーを派遣し、経営安定マニュアルに基づいて定期巡回サービスへの新規参入を支援している。

（２）連携訪問看護ステーションの確保 （63,393千円）

定期巡回・随時対応サービスの実施に必要な訪問看護サービスの安定的な提供体制の確保を図っている。

ア 訪問看護充実支援補助

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の差額の一定額を補助することにより、訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の訪問回数が多い対象者の利用拡大を図っている。

イ 初任者の訪問看護職員に対する研修補助

訪問看護ステーションにおいて、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーションのサービス対応力の向上を図っている。

ウ 利用者情報を記録するICT機器等の整備補助

訪問看護ステーションにおいて、ICT機器等の導入経費を補助することにより、訪問看護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図っている。

（３）看護小規模多機能型居宅介護利用促進の支援 （2,847千円）

施設整備補助や開設準備経費補助を引き続き行うほか、小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護支援事業所への転換を見据えた研修等を実施し、事業者の看護小規模多機能への参入を促している。また、サービスの利用促進を図るため、資質向上研修やリーフレット等によるサービスの普及啓発を図っている。

２ 施設系サービスの基盤整備

（１）介護保険施設等の整備 （503,061千円）

老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）に基づき特別養護老人ホーム等の整備を行う事業者に対して、整備費及び開設準備経費を補助している。

■令和4年度介護保険施設等補助整備計画（政令・中核市を除く）（単位：箇所、人）

施設の種別	区分	箇所数	定員
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	創設 改築	4	315 (うち併設ショートステイ40)

(2) 軽費老人ホームの運営費補助の実施 (945,066千円)

利用者の負担軽減を図り、低所得者の利用を支援するため、本来のサービス利用料と所得階層に応じて決定される本人負担額との差額を補助している。(政令・中核市を除く)

(3) 高齢者福祉施設等防災緊急対策事業の実施 (350,000千円 (R3年度2月経済対策))

高齢者福祉施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備を促進している。

3 地域密着型サービス施設等の整備 (4,618,071千円)

老人福祉計画(第8期介護保険事業支援計画)に基づき地域密着型サービス(※2)施設等の整備を行う事業者に対して、整備費及び開設準備経費等を補助している。

■令和4年度地域密着型介護保険施設等補助整備計画(政令・中核市を含む)(単位:箇所、人)

施設種別	箇所数	定員
地域密着型特別養護老人ホーム	5	165
小規模な養護老人ホーム	1	29
認知症高齢者グループホーム	11	207
小規模多機能型居宅介護事業所	10	92
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9	141
定期巡回・随時対応サービス	9	—
施設内保育所	2	—
合計	47	634

(注) 定員欄は入所(居)又は宿泊機能を有するものについてその定員を記載した。

4 適切なサービスの確保 (2,144千円)

(1) サービス提供事業者の指定・更新

利用者に適切な介護保険サービスを提供できるよう、指定・更新申請に際して、欠格事由、指定基準等の審査を行い、サービス提供事業者の指定・更新を行っている。

(2) 適切なサービス確保に向けた事業者指導等

ア 介護サービス事業運営の適正化

適正な事業運営やサービスの質を確保するため、事業者に対する運営指導、集団指導とともに、不正サービス内容や不当な報酬請求に対し、監査を実施している。

イ 事業者向け手引書の作成・周知等

制度改正後の運営基準や介護報酬等について、事業者向け手引書を作成し、県ホームページ等で周知している。

ウ 県・市町連携による指導・監査体制

市町との連携による指導・監査体制を整備するため、市町職員研修会を実施するとともに、地域密着型サービスに対する市町の実地指導・監査等について、助言を

行っている。

エ 介護職員等医療的ケア実施研修

介護保険施設や通所・訪問介護事業所等において、介護職員がたんの吸引等医療的ケアを行うことができるよう研修を実施している。

Ⅲ 高齢者の地域生活を支える施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援（※3）が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた市町の取組を支援している。

1 市町が実施する地域支援事業等への支援

（1）総括的事業

（9,648千円）

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者支援の取組を推進するため、市町との意見交換を通じて現状と課題を把握し、必要な助言等個別支援を行うとともに、市町のニーズを踏まえた各種研修等の企画を行うなど、市町職員等の資質の向上を図っている。

（2）地域包括支援センターの運営支援と機能強化

（3,830千円）

高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を総合的に支援する地域包括支援センター（※4）の適正な運営と機能強化を支援するため、地域包括支援センター職員研修を実施するほか、専門的見地から個別事例の評価・指導等を行う医療・介護・福祉の専門職、学識経験者等の市町及び地域包括支援センターへの派遣や、困難事例への対応力を向上させるための研修会を開催している。

■地域包括支援センターの設置状況（令和4年4月1日現在）（神戸市含む）（単位：箇所）

設置市町	本所	サブセンター	ブランチ	合計
41市町	211	5	72	288

（注）サブセンターは本所と一体となって活動し、ブランチは窓口の機能を果たしている。

（3）介護予防・生活支援体制の基盤整備

市町による支え合いの地域づくりを推進するとともに、医療・介護等関係者の連携を強化するため、市町職員、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士、生活支援コーディネーター（※5）、介護支援専門員、社会福祉協議会等を対象とした研修会を開催するなど、介護予防と生活支援の一体的な取組を支援している。

ア 介護予防推進のための支援（住民主体の「通いの場」の運営支援等）（13,897千円）

高齢者が要支援又は要介護状態となることを予防し、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、市町職員等研修のほか、多様な社会資源である民間事業者等と、市町のマッチング会を開催し、感染症対策を踏まえた住民主体の通いの場の再開・継続等の支援、リハビリ専門職等の活用などに取り組む市町を支援している。

イ 生活支援体制整備への支援 (7,664千円)
生活支援の担い手の発掘や育成などを担う生活支援コーディネーター養成研修を開催しているほか、地域サポート施設(※6)の認定等、新たな担い手の開拓を進めている。

ウ リハビリ専門職3士会による地域支援事業の推進 (17,298千円)
リハビリ専門職の職能団体(兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、兵庫県言語聴覚士会)で構成される協議会を設置し、リハビリ専門職による地域支援事業への支援を推進するための人材育成や人材派遣のための体制構築等を行っている。

2 医療と介護が連携して地域生活を支える体制の整備

(1) 在宅医療・介護連携の推進 (1,359千円)

市町における在宅医療・介護連携を推進するため、市町職員等対象の研修会を開催するとともに、医療・介護関係者からの連携に関する相談支援に従事する人材を育成している。

(2) 介護職員等の人生の最終段階における対応向上研修事業の実施 (875千円)

特養等の介護保険施設等において、自然なかたちでその人らしく人生の最終段階を過ごせるよう、介護職員等を対象とした研修会を開催するとともに、県民等を対象とした人生の最終段階におけるケア普及フォーラムを開催している。

(3) 医療・介護連携による人生の最終段階における対応向上研修の実施 (563千円)

住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、医療・介護関係者が連携してサービスを提供できる体制の構築を支援するため、医師や介護支援専門員など多職種を対象とした研修会を開催している。

3 家族介護者への介護技術等の普及 (3,880千円)

正しい知識に基づく介護技術の習得により介護負担を軽減するため、特養等において家族介護者等を対象とした介護技術講習会を開催している。

4 高齢者の権利擁護の推進 (3,265千円)

高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、市町職員及び養介護施設従事者等(※7)の資質向上を図る高齢者虐待対応力向上研修を実施している。

また、弁護士による高齢者権利擁護相談窓口を設置し、市町職員等からの電話相談等に対応している。

5 地域リハビリテーションの推進 (8,268千円)

高齢者等が、急性期や回復期における機能訓練だけでなく、生活機能向上に向けた支援も含め、切れ目なくリハビリテーションを受けられるよう、リハビリ専門職のネットワーク化や研修等を行う全県及び圏域のリハビリテーション支援センターを支援している。

IV 介護人材確保対策の推進

介護ニーズに対応できる質の高い介護人材を安定的に確保するため、国が定める介護報酬の動向も踏まえつつ、福祉人材センター等関係機関・団体と連携して各種対策を推進している。

1 介護人材の状況

4つの柱+1

- 多様な人材の参入促進 ————— 中高年齢層等も含め人材のすそ野の拡大を進める
- キャリアアップの支援 ————— 専門性の高度化で継続的な資質の向上
意欲や能力に応じたキャリアパスの整備
- 魅力ある職場づくり ————— 一旦入職した者の定着促進
- 福祉・介護サービスの周知・理解 ————— イメージアップ
- 介護現場の生産性向上 ————— 介護業務効率化・サービスの質の向上

(1) 多様な人材の参入促進

ア 福祉人材センターによる人材確保

(28,403千円)

キャリア支援専門員による福祉・介護分野への就労希望者の掘り起こし、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓のほか、県下各地での合同就職説明会の開催、拡充した地域相談窓口によるきめ細かい相談等によるマッチング支援を行っている。

＜設置場所＞ 5箇所（西宮市、宝塚市、加古川市、姫路市、豊岡市）

イ 複数事業所連携による人材確保

(13,880千円)

単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難な複数の事業所が連携し、合同で開催する就職説明会や研修会の実施を支援している。

＜委託先＞ 兵庫県社会福祉協議会

ウ 市町・団体による人材確保

(151,900千円)

介護人材の量的確保及び資質の向上を図るため、市町の実情に応じた人材確保事業及び関係団体による介護職員確保対策に要する費用を補助している。

エ 介護福祉士養成施設等による人材確保

(3,906千円)

介護福祉士養成施設等が、高校等で介護の仕事の魅力を紹介する進路相談会等を実施する場合や、日本語学校に在籍している外国人留学生への働きかけを行う場合に要する費用を補助している。

＜補助対象＞ 介護福祉士養成施設等

オ 潜在介護福祉士等の再就業支援

(2,028千円)

介護職場に就業していない介護福祉士等が復職する際にブランクがあることによる不安を解消するため、最新の介護の知識や技術を学習する研修を実施している。また、一旦介護職を離職したが再就職をした者に対し兵庫県社会福祉協議会において貸付けを実施している。

- カ 高齢者等地域住民の介護分野への参加支援** (22,521千円)
 高齢者・子育てが一段落した女性等の地域住民が介護保険施設や訪問介護事業所等に研修期間を設けて介護の周辺業務等に従事する「ひょうごケア・アシスタント(CA)制度」を推進しているほか、介護未経験者に対して基本的な知識等を学ぶことのできる入門的研修受講の支援を実施している。
- キ 県立総合衛生学院介護福祉学科の運営** (32,040千円)
 総合衛生学院分校（介護福祉学科）において、介護福祉士国家資格を持つ専門性の高い介護人材の養成に取り組んでいる。
- ク ひょうご外国人介護実習支援センターによる外国人介護人材支援** (8,015千円)
 外国人介護技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるほか、神戸市とともに国際調整専門員を配置し、外国人介護技能実習生受入れの規模拡大や受入業務の迅速化を図っている。
- ケ 外国人介護人材を受け入れる施設等への支援** (101,998千円)
 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れる施設等に対して、候補者の日本語や介護分野の専門学習を支援するための助成、外国人技能実習生の日本語能力や介護技術等の向上のための研修等を実施する経費を補助している。
- コ 外国人介護人材の受入環境整備** (11,861千円)
 介護分野での外国人介護人材・外国人留学生の受入環境の向上を図るため、外国人介護人材・外国人留学生向けの多言語翻訳機の導入補助や介護福祉士養成施設の教員等に対する留学生への対応力・指導力向上研修等を実施している。

【介護福祉士修学資金の貸付額等】

- ① 介護福祉士（社会福祉士）修学資金（H5年度～）
 - ・修学資金：月額5万円以内
 - ・入学準備金：20万円以内
 - ・就職準備金：20万円以内
 - ・国家試験対策費用：年額4万円以内
 - ・貸付利率：無利子
- ② 介護福祉士実務者研修受講資金（H29年度～）
 - ・20万円以内
 - ・貸付利率：無利子
- ③ 離職した介護人材の再就職準備金（H29年度～）
 - ・40万円以内
 - ・貸付回数：1人につき1回
 - ・貸付利率：無利子
- ④ 福祉系高校修学資金（R3年度～）
 - ・修学準備金：3万円以内
 - ・介護実習費：年額3万円以内
 - ・国家試験対策費用：年額4万円以内
 - ・就職準備金：20万円以内
 - ・貸付利率：無利子
- ⑤ 介護分野就職支援金（R3年度～）
 - ・20万円以内
 - ・貸付回数：1人につき1回
 - ・貸付利率：無利子

※県内での返還免除対象業務への従事等、一定の要件を満たした場合、返還免除

【貸付決定実績】

(単位：人・千円)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
貸付決定者数	43 (5)	55 (6)	254 (8)	288 (10)	390 (11)	526 (25)	551 (21)
貸付決定金額	57,368 (5,723)	81,600 (5,705)	136,515 (6,800)	160,782 (8,320)	235,366 (10,254)	298,679 (22,673)	164,782 (8,285)

(注) () は社会福祉士を内数で記載

(2) キャリアアップ支援

ア 介護職員のキャリアアップのための研修等支援 (9,560千円)

介護保険施設・事業所に勤務する職員のキャリアアップに資する研修や出前講座を実施する関係団体等に補助している。

<補助対象> 関係団体、介護福祉士養成施設

イ 介護キャリア段位制度の普及促進事業 (2,000千円)

全国共通の評価基準により職員の実践的技術を評価するキャリア段位制度の普及を図るため、事業所で職員の評価を行う者（アセッサー）の養成講習の受講料を補助している。

<補助対象> 介護施設等運営法人

ウ 介護人材の資格取得のための支援 (37,352千円)

施設等の介護職員による介護福祉士等の資格取得を支援するため、関係団体が行う研修受講料の一部助成や研修・相談支援等に対して補助を行い、介護人材の職場定着の促進を図っている。

また、研修機会確保のため、介護保険施設・事業所の職員が受講する際に必要な代替職員の確保に係る経費や但馬・丹波・淡路地域内での実務者研修を実施する民間事業者に対しその経費の一部を補助している。

<補助対象> 介護施設等運営法人、介護福祉士養成施設、介護・福祉研修運営法人

エ 訪問介護員等の研修事業者の指定

介護サービスに従事する訪問介護員等の養成研修（介護職員初任者研修課程（※8）等）を実施する事業者を指定している。

オ 介護職員処遇改善加算等取得の促進 (6,267千円)

介護職員の給与水準の向上を図り、介護職員の確保に向けた環境を整備するため、処遇改善加算及び特定処遇改善加算未取得の事業者に対し、社会保険労務士等の専門家が助言・指導等を行うことで加算の取得を支援している。

<委託先> 介護労働安定センター兵庫支部

カ 介護職員における処遇改善の実施 (3,453,000千円)

介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から9月まで実施している。

(3) 魅力ある職場づくり支援

ア 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業 (9,067千円)

訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合の加算相当額の一部を補助するとともに、1人訪問時の安全対策や、ハラスメント防止の啓発、事業所管理者の対応能力向上等を推進している。

イ 地方部における就職支援促進事業 (4,200千円)

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者の就職支度金（敷金・礼金・赴任旅費相当）について補助している。

＜補助対象＞ 介護施設等運営法人

(4) 介護サービスの周知・理解

ア 広く一般の方に向けた介護の仕事啓発促進事業 (5,000千円)

介護の仕事のイメージアップを図るため、仕事のやりがいや魅力を多くの人に伝える啓発促進行事を実施する関係団体、介護福祉士養成施設等に補助している。

＜実施内容＞ 無料相談会、パネル展、啓発イベント、チラシ配布、事例発表会、就職フェア、シンポジウム等の開催

＜補助対象＞ 関係団体、介護福祉士養成施設等

イ 将来の介護の担い手となる若年層への介護業務のイメージアップ (39,869千円)

介護保険施設や訪問介護事業所における介護人材確保を推進するため、DVDやパンフレットを活用した啓発活動や、大学生・専門学校生に対する就職セミナーの開催等を関係団体に委託して実施している。

また、介護のイメージアップに向けた介護業務の体験学習を提供するため、キッザニア甲子園において介護業務の職業体験ができる取組を支援している。

さらに、訪問介護への就職選択に繋がるよう、中学校・高校へ訪問し出前授業を通じて訪問サービスの仕事の魅力を発信することにより、長期的な視点での訪問サービスの人材確保を図っている。

(5) 介護現場の生産性向上

ア 介護業務における労働環境改善・生産性向上支援事業 (1,026,540千円)

介護職員の負担軽減・業務効率化等を図るとともに、サービスの質の向上を図るため、業務改善に必要な取組や介護ロボット、ICT機器等の導入を支援している。

① 業務改善支援

業務改善のための、課題抽出作業から改善方針の検討を支援

② 介護ロボット等の導入

介護ロボット等を導入する施設・事業所を支援し、労働環境の改善を促進

③ 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

見守りセンサーを導入する施設に対して、導入に伴う通信環境整備を支援

④ ICT 機器等の導入

ICT 機器等を活用して介護記録から請求業務までを行うことが出来るシステム

の導入等を支援

イ 介護ロボット等導入支援の強化

(4,554千円)

介護ロボット等の活用に関する専門的知識を有する人材を養成する介護ロボット導入支援研修を実施し、介護施設等における介護職員等の労働環境を改善する。

2 介護支援専門員の養成・資質向上

(1) 介護支援専門員の実務研修の実施

介護支援専門員(※9)(ケアマネジャー)を養成するため、実務研修受講試験及び試験合格者を対象とする実務研修を実施している。

■介護支援専門員実務研修受講試験合格者数 (単位：人)

区分	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
合格者数	962	764	1,287	199	395	352	589
累計	29,606	30,370	31,657	31,856	32,251	32,603	33,192

(注)平成30年度より受験要件が変更され、合格者数が減少

(2) 介護支援専門員の更新研修等の実施

介護支援専門員等の資質向上のため、実務経験年数に応じた専門研修や主任介護支援専門員(※10)研修を実施している。

さらに、介護支援専門員証の有効期限にあわせ、更新に必要な研修を実施している。

V 高齢者の生きがいくくりと社会参加等の支援

高齢者がいつまでも生きがいを持って社会で活躍できるよう、老人クラブ活動の支援などに取り組んでいる。

1 生きがいくくりと社会参加等の支援

(1) 老人クラブ活動の支援

(180,590千円)

高齢者の健康づくりや社会参加を促進するため、老人クラブが行う子育て支援・高齢者見守りや健康づくりなどの活動に対し補助を行っている。

補助対象	活動内容
県老人クラブ連 合会	県域における以下の取組等 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり・介護予防に関する事業や講演会の実施
市町老人クラブ 連合会	市町域における以下の取組等 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、 学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康 づくり・介護予防に関する実践活動

単位老人クラブ	地域における以下の取組等 ・子育て支援活動 ・高齢者見守り活動 ・健康づくり(健康体操等)活動
---------	--

(2) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加 (5,935千円)

全国健康福祉祭への参加を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加を促進する。

<委託先> (公財)兵庫県生きがい創造協会

2 高齢者保健福祉月間行事の実施 (2,047千円)

(1) 100歳高齢者祝福事業

100歳の高齢者に対し、知事祝状を贈り、長寿を祝福する。

■100歳到達者数の推移 (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人数	1,229	1,231	1,285	1,309	1,252	1,554	1,791	1,945

(注) 9月1日時点で生存し、当該年度中に100歳に到達する者の数

(2) 高齢者特別賞表彰

県内に在住する満90歳以上の高齢者で徳行にすぐれ、永年勤労に励み、現在も引き続き社会的に活躍している人を表彰する。

■受賞者数の推移 (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
受賞者数	26	19	28	27	24	23	22	23

3 無年金外国籍高齢者に対する福祉給付金の支給 (10,403千円)

昭和57年の国民年金法の一部改正により国籍条項が撤廃された後もなお、制度上の理由から国民年金が受給できない在日外国籍高齢者に福祉給付金を支給する市町に対して補助している。

4 高齢者の補聴器活用調査の実施 (10,836千円)

コロナ禍により高齢者の社会参加活動が低下していることを踏まえ、国への制度提案の一助とするため、補聴器装用のニーズ、社会参加活動の状況等を把握する調査を実施している。

対象者	・R4.4.1現在で満65歳以上の方 ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方 ・アンケートなど県の調査に協力いただける方 等
補助人数	・400名
補助金額	・補聴器の購入費用として、上限2万円

VI 但馬長寿の郷の運営

(65,205千円)

1 専門的人材派遣事業

市町等の要請に基づき理学療法士等の専門的人材を派遣し、介護予防に重点を置いた個別訪問指導や集団指導等を実施している。

■但馬長寿の郷における専門的人材派遣事業の実施状況

(単位：回)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4見込
派遣回数	629	587	555	549	542	491	449	461

2 保健福祉人材の資質向上

保健・福祉の業務に従事する者の資質向上のため、在宅ケア、生活リハビリなどの専門的研修を実施している。

3 福祉用具・住宅改修の展示・相談

福祉用具・住宅改修の展示・相談を行うことにより、高齢者や障害者の地域での生活を支援している。

4 指定管理の導入

但馬長寿の郷の宿泊施設及び交流施設について、令和3年度から指定管理者制度を導入し、民間ノウハウの活用による運営の効率化及び施設の有効活用を図っている。

VII 新型コロナウイルス感染症対策

高齢者施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止対策の徹底、施設の従事者等に対する検査の実施、施設と医療の連携強化等の取組を推進する。

1 高齢者福祉施設等における感染防止対策等の周知徹底

感染状況等その時々々の状況や国通知などを踏まえ、①感染防止対策の徹底や感染発生時の対応、②従事者等に対する積極的な検査の実施、③退院基準を満たした患者の積極的受入れなどに関する通知を適宜発出している。

2 社会福祉施設等の環境整備

(12,880千円)

社会福祉施設等における感染拡大を防止するため、換気設備等の設置に要する経費を支援する。

3 高齢者施設等の従事者への検査

(60,000千円、R4.6月補正438,000千円)

新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、高齢者施設等の従事者に対する検査を実施する。

区分	R4.6.26まで	R4.6.27～	R4.8.4～	→ <対象> 約3,500施設(72,000人) ↓ 約6,200施設(89,000人)
検査回数	月2回程度	<u>月4回程度</u>	同左	
検査方法	PCR検査	<u>抗原定性検査</u>	同左	
検査対象	入所・通所	同左	<u>入所・通所・訪問</u>	

〔あわせて、国備蓄の抗原検査キットを活用し、濃厚接触者等となった入所者・従事者等に対して早期に検査を実施できるよう、施設等からの要請に応じてキットを配布〕

4 施設・医療機関・保健所の情報共有促進と連携体制を強化する取組の推進

(R4.6月補正1,000千円)

保健医療部と福祉部が連携し、施設の配置医師や協力医療機関の連携状況等に関する調査を行うとともに、配置医師・協力医療機関の医師・施設管理者等を対象とした研修会を8月26日(金)に開催する。

5 高齢者施設等のサービス継続の支援

(469,000千円)

利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用(かかりまし費用)が生じた場合、その費用の一部を支援する。

6 在宅高齢者への支援

(37,000千円)

感染された在宅高齢者に介護サービスを継続して提供する事業所等に対して協力を支給する。

- 7 高齢者施設等の健康管理への支援 (34,000千円)
病床ひっ迫によりやむを得ず施設で療養する感染者の健康管理に必要な経費を支援する。
- 8 介護職員等の応援・協力体制の構築 (12,000千円)
感染者発生に伴い介護サービスを提供するための職員が不足する場合に、当該施設等に他の施設職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）を構築する。
- 9 社会福祉施設への退院受入の支援 (17,500千円)
退院基準を満たした患者の社会福祉施設への受入を促進するため、退院患者を速やかに受入れた高齢者施設等に対し、協力金を支給する。

※ 介護老人保健施設での退院受入に関する相談支援窓口[令和4年8月4日開設]

入院対応医療機関で回復した高齢者について、老人保健施設での受入要請がある場合、高齢政策課と兵庫県介護老人保健施設協会に設置する相談支援窓口において、受入に向けた施設との調整を行う。

《 資 料 編 (高齡政策課) 》

1 高齢者人口の推移

(1) 全 国

年次別	総人口 (千人)	65歳以上		75歳以上	
		人口(千人)	構成比	人口(千人)	構成比
S45 (1970)	104,665	7,393	7.1%	2,237	2.1%
S55 (1980)	117,060	10,647	9.1%	3,660	3.1%
H02 (1990)	123,611	14,895	12.0%	5,973	4.8%
H12 (2000)	126,926	22,005	17.3%	8,999	7.1%
H17 (2005)	127,768	25,672	20.1%	11,602	9.1%
H22 (2010)	128,057	29,246	22.8%	14,072	11.0%
H27 (2015)	127,095	33,465	26.3%	16,126	12.7%
R2 (2020)	126,146	35,336	28.0%	18,249	14.5%
R4 (2022)	125,197	36,240	28.9%	18,884	15.1%

※ S45～R2は国勢調査(各年10月1日現在)による

R4は総務省統計局「人口推計」(2月1日現在)による

(2) 兵庫県

年次別	総人口 (人)	65歳以上		75歳以上	
		人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
S45 (1970)	4,667,928	324,005	6.9%	95,875	2.1%
S55 (1980)	5,144,892	474,708	9.2%	162,697	3.2%
H02 (1990)	5,405,040	642,401	11.9%	263,069	4.9%
H12 (2000)	5,550,574	939,950	16.9%	376,555	6.8%
H17 (2005)	5,590,601	1,108,564	19.8%	491,615	8.8%
H22 (2010)	5,588,133	1,281,486	22.9%	600,323	10.7%
H27 (2015)	5,534,800	1,481,646	26.8%	694,869	12.6%
R2 (2020)	5,465,002	1,546,543	28.3%	801,170	14.7%
R4 (2022)	5,421,275	1,581,297	29.2%	822,982	15.2%

※ S45～R2は国勢調査(各年10月1日現在)による

R4は県福祉部総務課統計・補助金班「高齢者保健福祉関係資料」(2月1日現在)による

(3) 圏域別高齢者人口等

(令和4年2月1日現在)

圏 域	総人口 (人)	高 齢 者 人 口			
		65歳以上(人)	構成比	75歳以上(人)	構成比
神 戸	1,513,611	432,855	28.6%	223,714	14.8%
阪神(阪神南)	1,034,556	273,242	26.4%	144,323	14.0%
阪神(阪神北)	710,959	205,737	28.9%	108,186	15.2%
東播磨	713,749	199,648	28.0%	101,156	14.2%
北播磨	259,781	86,241	33.2%	45,237	17.4%
播磨姫路(中播磨)	566,867	157,809	27.8%	81,453	14.4%
播磨姫路(西播磨)	242,305	83,744	34.6%	43,216	17.8%
但馬	154,460	58,148	37.6%	31,428	20.3%
丹波	99,446	35,912	36.1%	18,946	19.1%
淡路	125,541	47,961	38.2%	25,323	20.2%
県 計	5,421,275	1,581,297	29.2%	822,982	15.2%

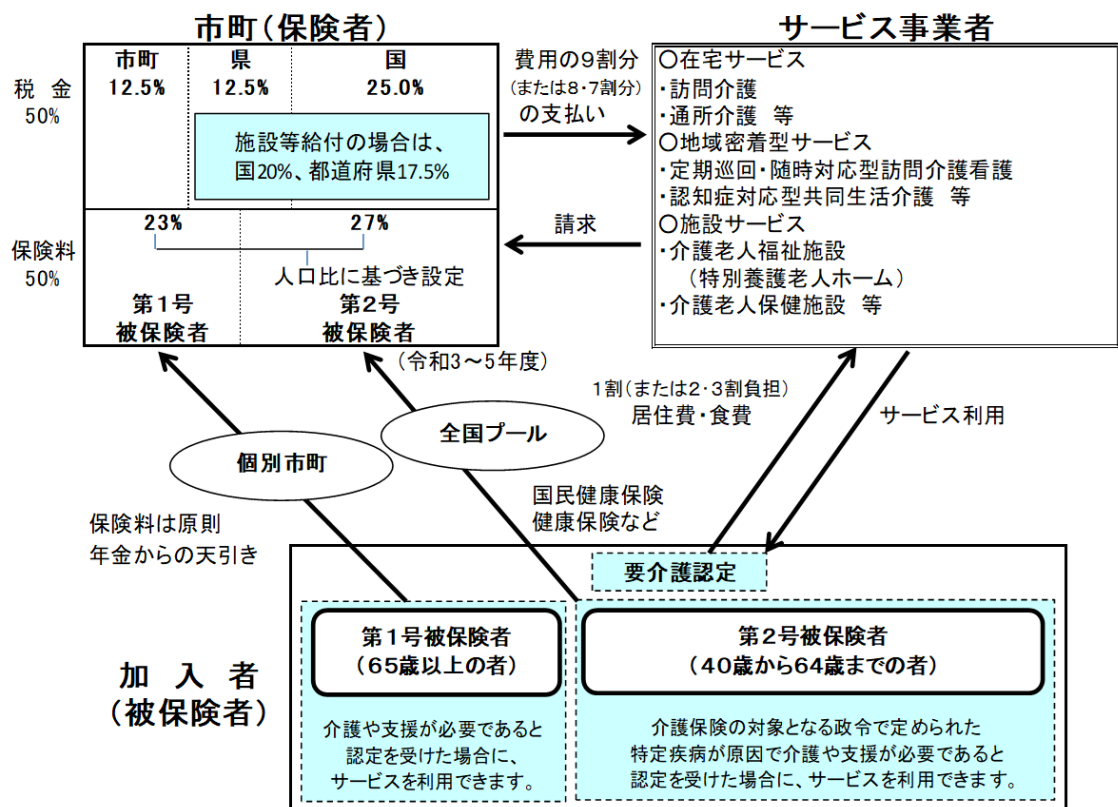
※ 県福祉部総務課統計・補助金班「高齢者保健福祉関係資料」による

2 介護保険制度の概要

保 険 者	市 町		
被 保 険 者 の 構 成	第 1 号被保険者	65歳以上の人	
	第 2 号被保険者	40～64歳で医療保険に加入している人	
保 険 料	第 1 号被保険者	市町のサービス水準や被保険者の所得（標準は9段階）に応じて決まる。	
	第 2 号被保険者	医療保険の保険料と一括して徴収される（保険料率は加入している医療保険によって異なる）。	
保 険 給 付 が 受 け ら れ る 人	第 1 号被保険者	要支援（1・2）・要介護（1～5）の認定を受けた人（市町が介護認定審査会の審査結果に基づき認定）	
	第 2 号被保険者	加齢に伴う「特定疾病」（16種類）が原因で要支援・要介護の認定を受けた人（同上）	
保 険 給 付 の 内 容	サ ー ビ ス	介護給付（要介護1～5）	予防給付（要支援1・2）
	居 宅	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・販売 住宅改修費支給	※介護予防訪問介護は総合事業の一部へ移行 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 ※介護予防通所介護は総合事業の一部へ移行 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具貸与・販売 介護予防住宅改修費支給
	地 域 密 着 型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護※ （※ 要支援1を除く）
	マ ネ ジ メ ン ト	居宅介護支援	介護予防支援
施 設	介護老人福祉施設(原則、要介護3以上) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設	/	

地域支援事業	① 介護予防・日常生活支援総合事業 要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を一体的に推進するために必要な事業を行う。 ② 包括的支援事業 地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの各業務を行う。 また平成27年度からは、消費税増税分を財源に、「在宅医療・介護連携推進事業」、「地域ケア会議推進事業」、「生活支援体制整備事業」及び「認知症総合支援事業」が加わった。 ③ ①、②以外の任意事業（介護給付等費用適正化、家族介護支援等）	
利用料	自己負担	保険で受けるサービス費用の1割※（居宅介護支援及び介護予防支援については自己負担なし）。 ※ 一定以上所得者は2割又は3割
	介護保険施設サービス等を利用した場合	サービス費用の自己負担の他に居住費及び食費を自己負担（低所得者の場合は、居住費及び食費について負担限度額が設定され、限度額を超える分は給付（補足給付））。
	地域支援事業	市町が定めた額
	高額介護サービス費等	自己負担については、世帯の所得等に応じて月額上限を設定。
	高額医療・介護合算制度	医療保険の自己負担と介護保険の自己負担との合計額には、世帯の所得等に応じて年額上限を設定。
介護給付の財源	・居宅給付費：国25%、県12.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% ・施設給付費：国20%、県17.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% ・地域支援事業 介護予防事業：国25%、県12.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% 包括的支援事業・任意事業：国38.5%、県19.25%、市町19.25%、1号保険料23%	

介護保険制度の仕組み



3 介護保険の概況

(1) 要支援・要介護認定者数

ア 要支援・要介護認定者数及び認定率

(単位：人)

区 分	H12.4.30	H15.3.31	H18.3.31	H21.3.31	H24.3.31	H27.3.31	H30.3.31	R3.3.31	R4.3.31
認定者数	90,335	152,420	197,933	213,674	245,927	280,635	299,794	323,008	328,460
第1号被保険者	87,475	147,346	191,380	206,993	238,817	274,434	294,056	317,327	322,682
第2号被保険者	2,860	5,074	6,553	6,681	7,110	6,201	5,738	5,681	5,778
第1号被保険者認定率	9.4%	14.3%	17.1%	16.7%	18.2%	18.8%	19.1%	20.1%	20.4%

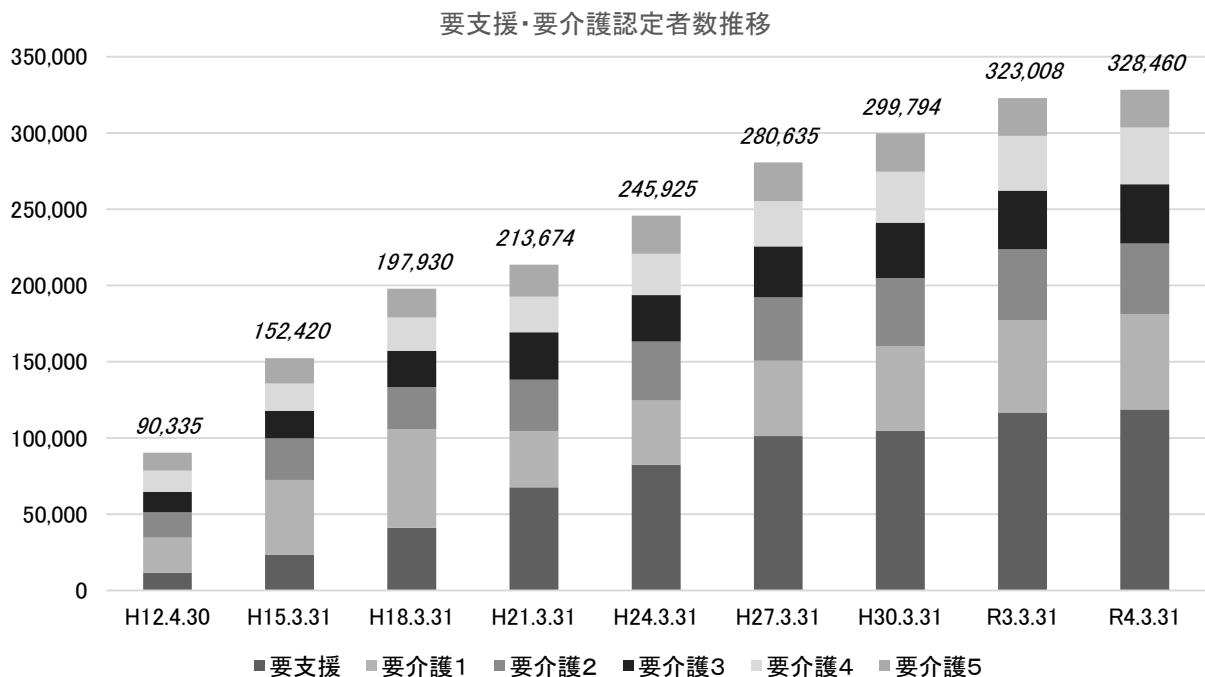
※ 介護保険事業状況報告(H30までは年報、R3以降は月報)

イ 要支援・要介護度別の要支援・要介護認定者数

(単位：人)

区分	H12.4.30	H15.3.31	H18.3.31	H21.3.31	H24.3.31	H27.3.31	H30.3.31	R3.3.31	R4.3.31
要支援	11,565	23,371	41,207	67,752	82,353	101,428	104,889	116,531	118,756
要介護1	23,145	49,199	64,480	36,712	42,232	49,322	55,269	60,651	62,354
要介護2	16,615	27,278	27,869	33,824	38,793	41,459	44,682	46,666	46,509
要介護3	13,348	17,993	23,620	31,013	30,355	33,488	36,461	38,339	38,752
要介護4	13,916	17,875	21,837	23,463	27,224	29,633	33,266	36,016	37,302
要介護5	11,746	16,704	18,917	20,910	24,968	25,305	25,227	24,805	24,787
計	90,335	152,420	197,930	213,674	245,925	280,635	299,794	323,008	328,460

※介護保険事業状況報告(H30までは年報、R3以降は月報)



(2) 介護保険サービスの利用者数 (月間)

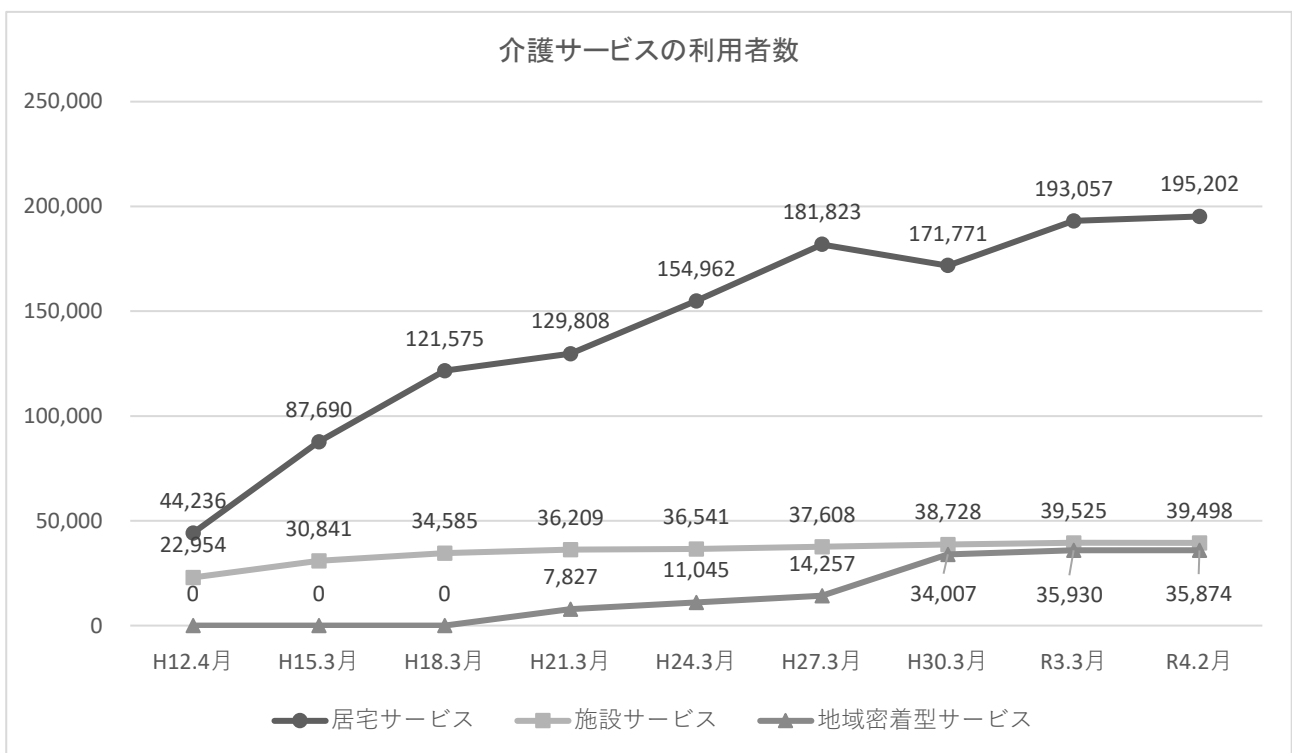
(単位：人)

区 分	H12.4月	H15.3月	H18.3月	H21.3月	H24.3月	H27.3月	H30.3月	R3.3月	R4.2月
居宅サービス	44,236	87,690	121,575	129,808	154,962	181,823	171,771	193,057	195,202
施設サービス	22,954	30,841	34,585	36,209	36,541	37,608	38,728	39,525	39,498
地域密着型サービス	—	—	—	7,827	11,045	14,257	34,007	35,930	35,874
合 計	67,190	118,531	156,160	173,844	202,548	233,688	244,506	268,512	270,574

(注1) 居宅サービス・地域密着型サービスは延人数、施設サービスは実人数。

(注2) 地域密着型特養は、地域密着型サービスに含む。

※ 介護保険事業状況報告(H30までは年報、R3以降は月報)



(3) 事業所・施設の指定状況等

ア 居宅サービス事業所の指定状況

(単位：箇所)

区 分	H12. 4. 1	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31
		2期計画末	3期計画末	4期計画末	5期計画末	6期計画末	7期計画末	
居宅サービス事業所	1,549	3,446	4,247	4,994	5,846	5,229	5,239	5,343
居宅介護支援事業所	858	1,582	1,593	1,719	1,865	1,952	1,858	1,802
介護予防サービス事業所	—	* 1,628	1,660	1,830	2,043	2,287	2,313	2,411
地域密着型サービス事業所	—	* 386	512	682	829	1,932	1,982	1,996
地域密着型介護予防サービス事業所	—	* 337	444	605	699	762	798	803
合 計	2,407	7,379	8,456	9,830	11,282	12,162	12,190	12,355

(注1) *介護予防サービス、地域密着型サービスについては、平成18年3月31日の事業所数の欄に、平成19年3月31日の事業所数を記載。

(注2) 介護予防サービスについて、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が平成30年度から総合事業に完全移行したため、平成30年3月31日以前の事業所数からも除いている。

イ 居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所の内訳

(単位：箇所)

区 分	H12. 4. 1	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31
		2期計画末	3期計画末	4期計画末	5期計画末	6期計画末	7期計画末	
居宅サービス事業所	1,549	3,446	4,247	4,994	5,846	5,229	5,239	5,343
訪問介護	533	1,362	1,506	1,711	1,888	1,975	1,939	1,951
訪問入浴介護	77	97	75	84	80	75	66	64
訪問看護	217	338	352	404	481	638	755	812
通所介護	279	824	1,011	1,402	1,874	931	945	945
短期入所生活介護	187	265	305	328	387	424	451	455
特定施設入居者生活介護	14	68	126	161	198	230	254	261
福祉用具貸与	145	450	364	354	388	390	352	362
その他	97	42	508	550	550	566	477	493
地域密着型サービス事業所	—	386	512	682	829	1,932	1,982	1,996
夜間対応型訪問介護	—	1	2	3	4	5	3	6
小規模多機能型居宅介護	—	28	97	157	205	240	240	236
認知症対応型通所介護	—	134	146	167	164	176	157	152
認知症対応型共同生活介護	—	219	246	314	351	404	436	444
特定施設入居者生活介護	—	1	2	4	6	6	6	6
介護老人福祉施設入所者生活介護	—	3	19	37	74	91	98	99
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	18	45	74	79
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	7	17	44	49
地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	948	924	925

(注1) 地域密着型サービス(平成18年4月1日から開始、市町指定)について、平成18年3月31日の事業所数の欄には、平成19年3月31日の事業所数を記載。

(注2) 介護予防サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所は除く。

ウ 介護保険施設の指定等の状況

(単位：箇所、人・床)

区 分		H12.4.1	H18.3.31 2期計画末	H21.3.31 3期計画末	H24.3.31 4期計画末	H27.3.31 5期計画末	H30.3.31 6期計画末	R3.3.31 7期計画末	R4.3.31
		特別養護老人ホーム	施設数	194	256	295	323	378	432
	定員数	12,604	17,702	19,832	21,193	23,405	25,571	27,193	27,875
介護老人保健施設	施設数	93	137	150	156	168	174	176	174
	定員数	8,342	12,683	13,876	14,296	14,782	15,168	15,167	14,913
介護療養型医療施設	施設数	132	114	80	63	45	25	9	6
	病床数	4,776	5,292	3,913	3,004	2,150	1,266	342	260
介護医療院	施設数	-	-	-	-	-	-	17	23
	定員数	-	-	-	-	-	-	1,046	1,186
合計	施設数	419	507	525	542	591	631	657	664
	定員数	25,722	35,677	37,621	38,493	40,337	42,005	43,748	44,234

(注1) 特別養護老人ホームには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

(注2) 介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止となり、介護医療院等への転換が進んでいる。
介護医療院は、医療と介護を両立させた受入施設として、平成30年度に創設された。

エ 介護保険施設等の概要（令和4年3月31日現在）

（単位：箇所、人・床）

種 別	施設数	定 員	設置目的	対象者	主な事業 内 容	設置主体
特別養護老人ホーム ※地域密着型特養含む	461	27,875	身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を要する高齢者に対し、必要な介護等を行う	65歳以上で原則として要介護3以上の者	日常生活上必要な介護（医療） （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人
介護老人保健施設	174	14,913	入院治療は必要としないが、医学的管理下における看護・機能回復訓練などを要する高齢者に必要な機能訓練等を行い、在宅復帰を目指す	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 機能訓練 （医療）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
介護医療院 （H30.4.1制度創設）	23	1,186	長期にわたる療養を要する高齢者に対し、医学的管理の下における看護、介護、必要な医療等を行うとともに、快適な生活の場の提供に努める	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 医療 （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
介護療養型医療施設 （R6.3末廃止予定）	6	260	長期にわたる療養を要する高齢者に対し、医学的管理の下における看護、介護、機能訓練や必要な医療等を行う	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 医療 （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
養護老人ホーム	41	2,671	経済的理由等により自宅で養護を受けることが困難な高齢者に必要な養護を行う （措置施設）	65歳以上の要養護者	日常生活上必要な養護	都道府県 市町村 社会福祉 法人
軽費老人ホーム （ケアハウス）	111	4,657	家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対し、低額な料金で日常生活上必要な支援を行う	60歳以上の者	給食サービス、各種相談・助言	都道府県 市町村 社会福祉 法人 公益法人 農協 医療法人
有料老人ホーム	312	19,261	高齢者に対し、食事の提供その他日常生活に必要な支援を行う	各施設の入居条件による	食事、介護日常生活上の便宜	株式会社等
サービス付き 高齢者向け住宅	406	15,680	高齢者の居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する	60歳以上の者	状況把握サービス、生活相談サービス、食事・介護サービス等	株式会社 社会福祉 法人等

(4) 令和3年度介護サービス事業者に対する集団指導の実施状況 (単位：事業所)

実施回数	出席者	実施方法
1回	3,455人	3月14日～25日までの動画配信

(5) 第1号被保険者の保険料基準額(月額)の状況

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)
県平均 (国平均)	2,903円 (2,911円)	3,310円 (3,293円)	4,306円 (4,090円)	4,312円 (4,160円)	4,982円 (4,972円)	5,440円 (5,514円)	5,895円 (5,869円)	6,001円 (6,014円)
最高額	3,137円 (神戸市)	4,000円 (稲美町・関宮町)	5,000円 (稲美町)	4,750円 (養父市)	5,600円 (加東市)	6,610円 (養父市)	7,000円 (養父市)	6,950円 (養父市)
最低額	2,200円 (柏原町)	2,042円 (温泉町)	2,880円 (新温泉町)	3,223円 (新温泉町)	4,210円 (川西市)	4,490円 (伊丹市)	4,690円 (川西市)	4,800円 (稲美町)

(注) 県平均は、県下各市町の保険料額、軽減額(月額換算)を加重平均

(6) 介護保険に関する相談の状況

ア 県介護保険相談センターの相談状況

(単位：件)

年 度	R元	R2	R3
制度内容の照会・意見	88	64	96
サービスに係る苦情相談	176	212	261
処分への不満	要介護認定	192	233
	保険料	402	363
	その他	52	57
運営事務への苦情相談	29	25	40
利用手続の相談	65	49	68
合 計	1,004	1,003	1,054

イ 国保連合会の苦情相談の状況

(単位：件)

年 度	R元	R2	R3
要介護認定関係	7	3	3
ケアプラン関係	88	84	64
サービス内容関係	147	130	117
利用者負担関係	9	0	9
そ の 他	43	39	52
合 計	294	256	245

ウ 審査請求の処理状況

(単位：件)

年度	区 分	請求件数	取下げ	裁 決 の 状 況			係属中
				却 下	認 容	棄 却	
R 元 年 度	要介護認定処分	9	4	0	1	4	0
	保険料賦課処分	408	7	3	0	398	0
	その他の処分	1	0	0	0	1	0
	合 計	418	11	3	1	403	0
R 2 年 度	要介護認定処分	8	1	0	1	1	5
	保険料賦課処分	367	2	0	0	365	0
	その他の処分	3	0	0	0	3	0
	合 計	378	3	0	1	369	5
R 3 年 度	要介護認定処分	16	1	0	0	0	15
	保険料賦課処分	352	18	6	0	327	1
	その他の処分	0	0	0	0	0	0
	合 計	368	19	6	0	327	16

4 福祉人材確保対策事業の実績

取組方針	事業名	指標	R2年度	R3年度
多様な人材の参入促進	福祉の就職総合フェア (合同就職説明会)	実施回数	2回	2回
		参加団体数	209団体	248団体
		参加求職者数	527人	677人
	福祉の就職説明会inHYOGO (一般求職者向け)	実施回数	4回	4回
		参加団体数	91団体	79団体
		参加求職者数	157人	155人
	キャリア支援専門員の配置	専門員配置数	3人	3人
		訪問活動	94回	110回
	複数事業所連携事業	実施件数	7件	5件
	進路選択学生等支援事業	実施団体数	6団体	4団体
	潜在介護福祉士等再就業支援事業	実施箇所数	3箇所	2箇所4回
		参加者数	55人	32人
介護に関する入門的研修実施事業	受講者数	15人	154人	
外国人技能実習生等学習支援事業 (R3～外国人技能実習生等就労定着支援事業)	研修受講者数	101人	125人	
キャリアアップ支援	キャリアアップ研修事業 (通所型研修研修支援事業)	実施回数	68回	72回
	キャリアアップ研修事業 (講師派遣型研修研修支援事業)	研修講座数	10講座	10講座
		実施回数	34回	25回
	介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業	研修派遣人数	6人	6人
	介護キャリア段位制度の普及促進事業	補助人数	33人	42人
介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業	対象法人	3法人	3法人	
魅力ある職場づくり支援	民間社会福祉事業職員互助会加入促進事業	補助人数	202人	—
	地方部における住宅確保促進事業 (R3～地方部における就職促進支援事業)	対象法人	2法人	4法人
対象者数		13人	21人	
福祉・介護サービスの周知・理解	福祉・介護啓発促進発事業 (R3～介護の仕事啓発促進事業)	実施団体数	13団体	14団体
		体験者数	44人	44人
	介護業務イメージアップ推進事業 (職場体験事業)	延体験日数	103日	73日
		就職者数	6人	6人
		介護業務イメージアップ推進事業 (職場見学バスツアー事業)	参加者数	56人
介護現場の生産性向上	介護業務における労働環境改善支援事業	介護ロボット導入施設数	101施設	177施設

5 介護福祉士修学資金等の貸付

資金名	貸付対象者	貸付額等	返還免除要件
介護福祉士 (社会福祉士) 修学資金 (H5 年度～)	介護福祉士・社会福祉士養成施設に修学する者で、原則、県内に住所地を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金：月額5万円以内 ・入学準備金：20万円以内 ・就職準備金：20万円以内 ・国家試験対策費用：年額4万円以内 ・貸付利率：無利子 	養成施設等卒業後1年（国家試験不合格の場合等は3年）以内に、兵庫県内で介護又は相談援助業務に従事し、5年間引き続き当該業務に従事すること
介護福祉士 実務者研修 受講資金 (H29 年度～)	兵庫県内の介護福祉士実務者研修施設に修学する者で、県内に住所地を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・20万円以内 ・貸付利率：無利子 	実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、返還免除対象業務に従事し、2年の間、引き続き当該業務に従事すること
離職した介護 人材の再就職 準備金 (H29 年度～)	次の①～④を全て満たす者 ①介護職員等として実務経験を1年以上有する者 ②介護福祉士又は実務者研修修了者又は初任者研修修了者 ③居宅サービス等を提供する事業所等に介護職員として就労した者若しくは就労を予定している者 ④福祉人材センターに届出を行った者	<ul style="list-style-type: none"> ・40万円以内 ・貸付回数：1人につき1回 ・貸付利率：無利子 	介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること
福祉系高校修 学資金返還充 当資金 (R4 年度～)	福祉系高校修学資金で貸付をうけ、介護以外の障害福祉等福祉分野の介護職に就職した者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉系高校修学資金で貸し付けた額と同額 ・貸付回数：1人につき1回 ・貸付利率：無利子 	福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内の介護以外の障害福祉等福祉分野の事業所において、3年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること

<p>障害福祉分野 就職支援金 (R3 年度～)</p>	<p>次の①～③を全て満たす者 ①介護職員初任者研修等所定の研修を修了した者 ②障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している者 ③再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことのない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 万円以内 ・ 貸付回数：1 人につき 1 回 ・ 貸付利率：無利子 	<p>障害福祉職員として就労した日から、兵庫県内において、2年の間、引き続き障害福祉職員の業務に従事すること</p>
<p>福祉系高校修学資金 (R4 年度～)</p>	<p>福祉系高校に在学している又は入学しようとする者で、卒業後、兵庫県内において介護や福祉等の仕事に従事する予定の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学準備金：3 万円以内 ・ 介護実習費：年額 3 万円以内 ・ 国家試験対策費用：年額 4 万円以内 ・ 就職準備金：20 万円以内 ・ 貸付利率：無利子 	<p>福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、3 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること</p>
<p>介護分野就職支援金 (R3 年度～)</p>	<p>次の①～③を全て満たす者 ①介護職員初任者研修等所定の研修を修了した者 ②介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している者 ③再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことのない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 万円以内 ・ 貸付回数：1 人につき 1 回 ・ 貸付利率：無利子 	<p>介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること</p>

6 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センターの業務

高齢者・家族等	相談支援	地域包括支援センター	事業	内容
			介護予防ケアマネジメント	○生活機能の低下している高齢者を対象に、介護予防ケアプランを作成する。
			総合相談支援	○地域の高齢者や家族からの相談に基づき、介護保険サービスをはじめ、さまざまな制度や地域資源を活用した総合的な支援を行う。
			権利擁護、虐待早期発見・防止	○高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう「権利擁護」及び「虐待防止」の拠点として、虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用を進める。
			地域のケアマネジャーなどの支援	○困難事例に関するケアマネジャーへの指導・助言やネットワークづくりなどを行う。

(2) 地域包括支援センター設置状況 (令和4年4月1日現在)

(単位：箇所)

市町名	支援センター	サブセンター	プランチ	計	市町名	支援センター	サブセンター	プランチ	計
神戸市	76			76	養父市	1		4	5
姫路市	24			24	丹波市	4			4
尼崎市	12			12	南あわじ市	1		5	6
明石市	6			6	朝来市	2		7	9
西宮市	15			15	淡路市	1		3	4
洲本市	1		3	4	宍粟市	1	3		4
芦屋市	4			4	加東市	1		2	3
伊丹市	10			10	たつの市	1		5	6
相生市	1		4	5	猪名川町	1			1
豊岡市	4			4	多可町	1		3	4
加古川市	6			6	稲美町	1			1
赤穂市	1		5	6	播磨町	1			1
西脇市	2		5	7	市川町	1			1
宝塚市	7			7	福崎町	1			1
三木市	1	2	9	12	神河町	1			1
高砂市	1		4	5	太子町	1		2	3
川西市	8		1	9	上郡町	1			1
小野市	1		3	4	佐用町	1		5	6
三田市	4		2	6	香美町	1			1
加西市	1			1	新温泉町	1			1
丹波篠山市	2			2	合計	211	5	72	288

(3) 地域包括支援センター職員等研修の参加者数

(単位：人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
参加者	193	143	98	252	236	66	85	開催中止	105

7 介護予防に資する住民主体の通いの場の設置状況

区分	H28	H29	H30	R元	R2
通いの場のある市町数	41市町	41市町	41市町	41市町	41市町
通いの場の箇所数	6,071か所	7,372か所	7,651か所	8,682か所	7,063か所
うち週1回以上体操実施	2,404か所	3,165か所	3,399か所	4,793か所	4,319か所
参加実人数	125,620人	154,622人	164,836人	181,083人	131,781人

8 高齢者虐待相談・対応状況

(1) 養護者による虐待

ア 相談・通報件数と相談・通報者の内訳（複数回答）

相談者の区分	H29	H30	R元	R2
介護支援専門員	633件	614件	648件	660件
介護保険事業所職員	142件	132件	115件	128件
警察	508件	576件	568件	640件
本人	87件	106件	117件	112件
家族・親族	137件	125件	124件	157件
市町職員	99件	83件	136件	87件
隣人・知人	63件	45件	46件	58件
民生委員	45件	48件	55件	29件
虐待者	44件	31件	40件	35件
医療機関従事者	71件	89件	71件	76件
その他	74件	116件	109件	89件
不明	3件	3件	1件	2件
計（延べ件数）	1,906件	1,968件	2,030件	2,073件
実件数	1,802件	1,825件	1,874件	1,968件

イ 虐待と判断された件数とその種別の内訳（複数回答）

種別	H29	H30	R元	R2
身体的虐待	632件	581件	534件	539件
心理的虐待	300件	305件	261件	290件
経済的虐待	156件	135件	101件	103件
介護・世話の放棄・放任	225件	174件	158件	152件
性的虐待	4件	2件	2件	5件
計（延べ件数）	1,317件	1,197件	1,056件	1,089件
実件数	982件	875件	792件	802件

ウ 虐待への対応

分離を行った事例（R2年度）		分離していない事例（R2年度）	
契約による介護保険サービス利用	108人	養護者に対する助言・指導	491人
やむを得ない事由等による措置	41人	養護者が介護負担期限のための事業参加	17人
緊急一時保護	29人	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	70人
医療機関への一時入院	53人	ケアプランの見直し	238人
その他の分離措置	65人	被虐待者が介護保険以外のサービスを利用	26人
		その他	114人
		見守りのみ	82人

(2) 施設・事業所における虐待

区 分		H29	H30	R元	R2
相談・通報件数		106件	135件	147件	131件
虐待と判断された件数		20件	24件	29件	20件
被虐待者数		22人	29人	35人	87人
虐待があった施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム	4か所	9か所	8か所	8か所
	介護老人保健施設	1か所	1か所	2か所	2か所
	介護療養型医療施設	1か所	—	—	—
	認知症グループホーム	3か所	2か所	4か所	2か所
	養護老人ホーム	1か所	1か所	—	—
	有料老人ホーム	5か所	3か所	4か所	2か所
	短期入所施設	1か所	—	—	—
	訪問介護等	1か所	3か所	6か所	4か所
	通所介護等	2か所	4か所	2か所	2か所
	居宅介護支援等	1か所	—	1か所	—
	その他	—	1か所	2か所	—
虐待を行った施設職員の職種	介護職員等	20人	38人	30人	19人
	施設長	—	1人	—	—

9 老人クラブ数及び会員数 (令和3年4月1日現在)

区 分	単位老人クラブ数	会員数 (人)	加入率 (%)
神戸地域	392	27,275	5.3
阪神南地域	667	32,757	10.1
阪神北地域	371	18,851	7.7
東播磨地域	404	19,077	8.1
北播磨地域	426	28,771	28.2
中播磨地域	601	49,166	26.3
西播磨地域	398	26,030	26.3
但馬地域	456	16,479	23.6
丹波地域	127	5,430	12.7
淡路地域	339	17,857	31.5
全 県 計	4,181	241,693	12.9

(注1) 加入率は、各区分の60歳以上人口(総務省住民基本台帳年齢階級別人口

(令和3年1月1日現在 ※令和4年度は未更新のため))に対する会員数の割合を記載した。

(注2) クラブ数は市町老連に加入している数を記載した。

10 無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業の支給月額・受給者数の推移

区 分	H10	H13	H16	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24
支給単価 (円)	5,000	10,000	11,000	13,000	14,000	14,500	15,700	16,900	16,800	16,700
受給者数 (人)	1,906	1,500	1,159	1,037	952	857	668	601	514	449
区 分	H25		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
支給単価 (円)	16,700(4月~9月) 16,600(10月~3月)		16,400	16,654	16,654	16,637	16,637	16,654	16,687	16,670
受給者数 (人)	386		324	263	220	186	146	103	70	50

(注1) 平成21年度以前は、単価改定があった年度のみ記載した。

(注2) 受給者数は、各年度の3月31日現在の人数を記載した。

11 但馬長寿の郷における専門的人材研修事業の実施状況 (主なもの)

区 分	R元		R2		R3	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
介護職向けテーマ別専門研修	15	369	14	322	15	268
保健医療福祉系大学生向けセミナー	13	396	7	232	8	276
福祉用具研修会	-	-	1	16	1	21
地域ケア研究会	1	140	1	63	1	139
育成者指導スキルアップ研修	1	51	4	32	8	26

※福祉用具研修会：令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

※地域ケア研究会：令和3年度は事前録画したものを15日間動画配信したため、参加者（視聴者）増

《用 語 解 説》

用 語	解 説
1 医療ソーシャルワーカー	患者やその家族の方々と向き合いながら、彼らが抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し社会復帰を支援する者。具体的には保健医療機関において、患者の退院援助を行う。
2 地域密着型サービス	高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域で提供されるサービス。事業所等の指定及び指導権限は市町が有し、事業所所在市町に居住している人のみ利用できる。
3 生活支援	住民主体の支援をはじめ、NPO、民間企業等多様な主体による日常生活を支えるサービス等。見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援などが含まれる。
4 地域包括支援センター	①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町または地域包括支援事業の委託を受けた法人が設置する機関。介護サービス事業者やその団体の代表者、利用者や被保険者の代表者、学識経験者等で構成される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営の確保が求められている。
5 生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。地域支援事業の生活支援体制整備事業に位置づけられる。
6 地域サポート施設	社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム等で、地域貢献活動（地域住民対象の配食・外出支援・見守り等）を行うものを知事が認定する。
7 養介護施設従事者等 ※高齢者虐待防止法で規定	○養介護施設 ・老人福祉法上の老人福祉施設、有料老人ホーム ・介護保険法上の介護老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、介護老人保健施設等 ○養介護事業 ・老人福祉法上の老人居宅生活支援事業 ・介護保険法上の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業等
8 介護職員初任者研修課程	介護に携わる者が、最低限の知識・技術と、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とした研修(令和2年1月施行)
9 介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況に合わせ介護サービス等が利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町、介護サービス事業者等と連絡調整を行う者
10 主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	介護支援専門員に対する指導・助言を行ったり、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う者